

◆企業概要

社名：米田酒造株式会社
代表者名：米田 則雄
住所：島根県松江市東本町3丁目59番地
事業内容：日本酒の製造及び販売
従業員：14名
資本金：1000万円



◆事業内容

同社は、1896年に創業し、「豊の秋」をはじめとする日本酒の他、焼酎、本みりん、調理酒、リキュールの製造販売を行っており、大吟醸酒が日本航空（JAL）国際線ファーストクラスに採用されたほか、全国新酒鑑評会においてこれまで14回の金賞を受賞するなど、高い評価を受けています。

2012年からは国内のみならず、シンガポール・フランス・中国・香港等、海外へも輸出を行っています。

◆外国出願に至った経緯

代表銘柄である「豊の秋」について、国内の中国系企業によって既に中国で商標登録されていることが、日本酒造組合中央会からの情報で判明しました。

このままでは中国へ輸出する際に、当該企業から権利侵害の警告を受けるリスクがあり、販路開拓やブランド化など中国での展開が困難になるため、同社は INPIT 島根県知財総合支援窓口^{※1}で、中国での知的財産を活用した事業展開の方法として不使用取消制度^{※2}の活用を専門家から受けました。

同社はこのアドバイスを受けて、弁理士に依頼して調査した結果、この現地企業が中国において「豊の秋」の商標を3年以上使用している形跡がなかったことから、同社は中国での不使用取消請求を行うとともに、外国出願補助金を活用して「豊の秋」の商標出願を行いました。

（※1）独立行政法人工業所有権情報・研修館（通称 INPIT：いんぴつ）が、中小企業等が抱える様々な経営課題について、自社のアイデア、技術、ブランド、デザインなどの「知的財産」の側面から解決を図る支援窓口

（※2）中国では登録商標が3年以上継続して使用されていない場合に、登録の取り消しを請求することが出来る

◆成果

「豊の秋」の不使用取消請求については約8ヵ月で認められ、中国において出願から約1年半で「豊の秋」の商標が登録査定となりました。

中国で「豊の秋」が商標登録されたことにより、同社は今後上海を中心に現地の販売代理店や日本食レストランとのネットワーク拡充を図ることとしています。

◆企業のコメント

日本の稼働している蔵元の商標を国内の中国系企業が取得しているとは思いませんでした。

弊社は独立行政法人日本貿易振興機構（通称：JETRO）上海事務所の主催の展示会参加直前に商標を出願しましたが、日本酒造組合で調べてもらったところ、この企業は相当な数の日本酒商標を登録していました。やはり海外進出には事前の商標調査が必要だと感じました（米田社長）。



上海での展示会出展での1コマ